

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月25日
【会社名】	大建工業株式会社
【英訳名】	DAIKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 億田 正則
【本店の所在の場所】	富山県南砺市井波 1 番地 1 上記は登記上の本店で、本店の事務を行っている場所は 大阪市北区中之島三丁目 2 番 4 号 (中之島フェスティバルタワー・ウエスト)
【電話番号】	( 0 6 ) 6 2 0 5 - 7 1 9 0
【事務連絡者氏名】	経理部長 森野 勝久
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目 2 番 4 号 (中之島フェスティバルタワー・ウエスト)
【電話番号】	( 0 6 ) 6 2 0 5 - 7 1 9 0
【事務連絡者氏名】	経理部長 森野 勝久
【縦覧に供する場所】	大建工業株式会社本社大阪事務所 (大阪市北区中之島三丁目 2 番 4 号) 大建工業株式会社東京事務所 (東京都千代田区外神田三丁目12番 8 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成30年6月22日開催の当社第102回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金39円 総額940,003,077円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容

定款に定める役付取締役を廃止する。これに伴い、現行定款第20条（代表取締役及び役付取締役）に規定する役付取締役に関する文言を削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、億田正則、相原隆、加藤智明、照林尚志、播磨哲男、渋谷達夫、清洲忠洋、水野浩児及び古部清を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、勝尾裕子を選任する。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額について、従来の月額4百万円以内から月額6百万円以内に改定する。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役の報酬額について、従来の月額35百万円以内とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額42百万円以内として新たに設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	221,200	32	0	(注)1	可決(99.99%)
第2号議案	221,211	21	0	(注)2	可決(99.99%)
第3号議案				(注)3	
億田 正則	217,981	3,251	0		可決(98.53%)
相原 隆	218,339	2,893	0		可決(98.69%)
加藤 智明	218,346	2,886	0		可決(98.70%)
照林 尚志	218,346	2,886	0		可決(98.70%)
播磨 哲男	220,479	753	0		可決(99.66%)
渋谷 達夫	220,479	753	0		可決(99.66%)
清洲 忠洋	220,475	757	0		可決(99.66%)
水野 浩児	221,071	161	0		可決(99.93%)
古部 清	216,233	4,999	0		可決(97.74%)
第4号議案				(注)3	
勝尾 裕子	221,202	32	0		可決(99.99%)
第5号議案	221,057	177	0	(注)1	可決(99.92%)
第6号議案	219,868	1,366	0	(注)1	可決(99.38%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上